

## 「介護職員初任者研修」に関する取扱いについて

平成30年4月16日

1. 「介護職員初任者研修」は、「介護員養成研修の取扱細則について」（平成24年3月28日／老振発0328第9号、平成25年2月14日一部改正／老振発0214第2号、／平成30年3月30日一部改正／老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知）により、規定されています。つまり、平成23年度に新研修制度の創設が通知され、平成24年度と平成29年度に一部改正されて、それらの内容は各翌年度から施行されています。

### 2. 平成30年度現在における「介護職員初任者研修」

- |  |
|--|
| <p>1) 「介護職員初任者研修」に関する受講要件、科目、時間数、取扱等の研修制度については、平成25年度以降改正はありません。ただし、以下3及び4に記載の新規研修の創設に伴い、他の研修修了者に対する科目履修免除の規定が一部改正され明記されました。</p> <p>2) 従来通り、「介護職員初任者研修」修了者が、「介護職員実務者研修」を受講する場合は、130時間の同等科目が履修免除となり、残り320時間の履修でよいことになっています。</p> |
|--|

### 3. 平成29年度改正「介護員養成研修の取扱細則について」の概要

#### 1) 「生活援助従事者研修」の創設

- ① 介護保険制度における訪問介護のうち「生活援助中心型サービス」に従事するための研修で、生活援助中心型サービスに従事する訪問介護員を養成することが目的です。
- ② 研修時間数
  - ・ 合計59時間（別途、修了評価0.5時間程度）
  - ・ うち29時間まで通信教育で行うことができます。
- ③ 介護職員初任者研修修了者がこの研修を受講する場合は全科目履修免除となりますが、通常受講する必要はありません（介護職員初任者研修修了者は、訪問介護における身体介護中心型及び生活援助中心型ともにサービス提供できる要件を満たしています。）。  
なお、その他の研修修了者や看護師等については、それぞれに対応した科目履修の一部免除または全部免除が規定されました。

2) つまり、介護職員初任者研修等これより上位の研修を修了していない、または国家資格を登録していない生活援助従事者研修修了者は、訪問介護では生活援助中心型サービスにのみ従事できるという研修制度です。ただし、このような生活援助従事者研修修了者は、他の訪問介護員と同様に訪問介護事業所の人員配置数に算定でき、他の有資格者等が提供する生活援助中心型サービスと同単位の介護給付費を請求することができます。

### 4. 介護に関する「入門的研修」の創設

「介護に関する入門的研修について」（平成30年3月30日／社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）が発出されました。

#### 1) 主な対象者の想定

- ① 企業等で定年退職を予定している人。
- ② 中高年齢者、子育てが一段落した人。
- ③ 地域住民や学生など、幅広く研修を受講できるようにすることも可能。

2) 研修時間数は、基礎講座（3時間）、入門講座（18時間）、合計21時間です。

3) 研修の受講者に応じて、基礎講座のみの研修など柔軟な実施が可能です。

よって、資格的な取扱いではなく、あくまでも基礎的な知識等を有することを証明する研修ということになりますが、通所及び入居サービスを行う介護保険事業所・施設における就業で比較的有利になるといえます。

### 5. 介護職員初任者研修を他の研修修了者が受講する場合の取扱い

1) 「介護員養成研修の取扱細則について」の改正により、「生活援助従事者研修」修了者及び「入門的研修」修了者が、「介護職員初任者研修」を受講する場合は、それぞれ一定の科目履修の免除が規定されました。

2) また、「認知症介護基礎研修」や「生活支援訪問型サービス事業従業者等養成研修」修了者についても、「介護職員初任者研修」を受講する場合は、それぞれ一定の科目に対する科目履修の免除が規定されました。